

## 介護老人福祉施設重要事項説明書

○ 担当者 介護支援専門員 松尾 純子

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話： 0476-99-2522 (代表)

担当： 相談室 受付時間：午前8時30分～午後5時30分

※ ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 特別養護老人ホーム印旛晴山苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名	特別養護老人ホーム 印旛晴山苑
所在地	千葉県印西市大廻187
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (千葉県 1274100088号)
施設長	馬場 正実

(2) 職員体制

職種	常勤	非常勤	合計	担当責任者
管理者	1名		1名	馬場 正実
医師		1名	1名	平出 智晴
生活相談員	1名		1名	永田 幸代
生活相談員 1名のうち 社会福祉士 0名 社会福祉主事 0名 介護福祉士 1名				
介護支援専門員	1名		1名	松尾 純子
機能訓練指導員	1名		1名	鈴木 真純
管理栄養士	1名		1名	浪川 利枝
事務職員	4名		4名	柴田 勇介
看護・介護職員	看護師	3名	9名	鈴木 真純
	介護職員	34名	14名	笈川 志津子
(重複所持者あり) 介護職員 52名のうち、 介護福祉士有資格者 38名 ヘルパー1～2級修了者 17名 (重複所持者あり)				

令和4年12月1日現在

### 3 施設概要

定員 (特養) 90名・(短期) 10名	ユニット (10名) 10ユニット
居室 1人部屋 100名	共同生活室 10ヶ所
医務室 1ヶ所	キッチン 10ヶ所
	浴室 (個浴・機械浴)

入所が決定した場合に契約を締結いたします。契約の有効期間は、要介護認定の期間とあわせませす。詳しいことは、担当者にお尋ね下さい。

#### (1) 介護給付によるサービス (契約書第3条参照)

- ・介護 …… 施設サービス計画に沿って、下記の介護を行います。  
 食事の介助、排泄の介助、入浴の介助、洗面・整容の介助、移乗・移動の介助  
 食事 …… 朝食 8:00～  
 (平常時) 昼食 12:00～  
 夕食 18:00～  
 \*状況によって多少の前後はあります  
 入浴 …… 週に最低2回入浴していただけます。  
 利用者の状態に応じて個浴・機械浴の2種類の入浴方法があります。入浴方法につきましてはお体の状態に合わせ、変更もあります。
- ・レクリエーション …… 入所者交流会等の行事を週、月、年単位で随時行います。  
 行事によっては別途、費用を要する場合があります。
- ・生活相談 …… 生活相談員に生活に関する相談等ができます。
- ・健康管理 …… 週1回、医務室に医師が勤務しますので、体調不良の方は診療を受けることができます。また、年1回の健康診断を行います。
- ・夜間連絡体制の確保 …… 24時間看護師・協力医療機関との連絡体制を確保しています。
- ・通院外来 …… 協力病院への通院外来介助と入退院時の手配を行います。
- ・生活環境整備 …… 居室内の清掃整備等を状態、状況等に応じて行います。  
 リネンの交換を定時あるいは必要に応じて行います。

\* 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、介護衣(つなぎ)を着せる、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません。尚、緊急やむを得ない場合は、その内容、目的、理由、拘束の時間帯・期間等の説明を行い、同意を得ます。

### 4 利用料金

#### (1) 介護給付サービス

##### ① 施設利用料

[ユニット型個室]

1単位あたり 10.45円

要介護認定区分	1日あたりの単位数
要介護1	670単位
要介護2	740単位
要介護3	815単位
要介護4	886単位
要介護5	955単位

②加算料金

加算	1日につき	加算条件	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	12単位	施設体制加算による加算 ※サービス提供体制強化加算に関しては、介護職員の体制により単位数が異なる。	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6単位		
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位		
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位/月		
日常生活継続支援加算	46単位	介護度4～5の入所者が70%又は認知症生活自立度Ⅲ以上の入所者が65%または痰の吸引等が必要な入所者が15%、かつ入所者6名に対し介護福祉士を1名以上配置	
看護体制加算Ⅰ	4単位	常勤の看護師の配置	
看護体制加算Ⅱ	8単位	夜間における24時間オンコール体制の確保	
夜勤職員配置加算	18単位	夜勤職員を基準以上配置した場合	
初期加算	30単位	新規入所、1ヶ月以上入院後の入所後～30日	
入院・外泊時費用	246単位	入院・外泊時1ヶ月に6日を限度に加算	
療養食加算	6単位/回	医師の指示による療養食提供時	
経口維持加算Ⅰ	400単位/月	嚥下障害等がある利用者に対して経口摂取を維持できるよう計画を立て支援している場合	
排泄支援加算	100単位(月)	他職種が連携して排泄に関する支援計画を作成しそれに基づき支援をした場合	
褥瘡マネジメント加算	10単位(月) (3ヶ月に1回が限度)	褥瘡予防について定期的な評価を行い、計画的に管理をしている場合	
再入所時栄養連携加算	200単位(回)	入院から再入所の際、病院と施設の管理栄養士が連携し、栄養管理に関する調整をした場合	
看取り介護加算	144単位	医師が終末期であると判断した入所者に看取り介護を行った場合。	死亡日以前4日以上30日未満
	680単位		死亡日以前2日前まで
	1280単位		死亡日
精神科医療養指導加算	5単位	認知症である入所者が1/3を占めている事	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の14%	介護職員の処遇改善計画を作成し、加算算定額相当の賃金、職場環境改善を行った場合	
身体拘束廃止未実施減算	-10%	身体拘束について適正な取り組みをしていない場合	

③その他

退所時前後訪問相談援助加算	1回につき	460単位
退所時相談援助加算	1回限り	400単位
退所前連携加算	1回限り	500単位

※介護保険からの給付額に変更があった場合は変更された額に合わせて負担額を変更します。

- (2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第4条参照)  
(以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。)

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

食事に要する費用	月額 (30日分)	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
			第1段階	第2段階	第3段階
	48,000円	1日 1,600円	1日 300円	1日 390円	1日 ① 650円 ② 1360円

個人の希望により外食等に要した費用は、実費負担となる。

②居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

※ 外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合は、利用者負担段階第1～3段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、適用外となります。

居住（滞在）に要する費用	月額	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
			第1段階	第2段階	第3段階
ユニット型個室	69,000円	2,300円	880円	880円	1370円

※ 外出、外泊、入院等で居室を空けておく場合は、その間居住費が負担となる。

ユニット型個室	1日あたり 2,300円
---------	--------------

※ 入院後7日目からの徴収となる。

③ その他費用負担の必要なもの

- ・医療費
- ・インフルエンザ等予防接種費用
- ・衛生用品（処置等必要時）
- ・理美容代金
- ・行事参加時に要する費用
- ・個人購入希望の福祉用具等
- ・個人購読希望の新聞、雑誌等の代金
- ・日用品（ご家族でご用意をお願いします）
- ・趣味用品（ぬりえ等、ご家族でご用意をお願いします）
- ・故意または過失により職員への危害や、居室、物品等を破損するなどが起きた場合の賠償（状況に応じて）

(3) その他のサービス (契約書第4条参照)

- ①行政手続き代行 …… 要介護認定等に関する行政手続きの代行は施設にて行います。ご希望の際は、職員にご相談下さい。
- ②洗濯について …… 衣類等私物品の洗濯を恒常的に実施しております。尚、素材によって不可能な時はご家族にお願いします。
- ③食品の差し入れ等 …… 健康管理上の制限等が無い場合は可能です。ただし、食中毒、誤嚥等の危険も考えられますので、内容についてはご相談ください。
- ④物品の扱いについて …… 生活の安全面を最優先に考えご相談させていただきます。
- ⑤医療費等について …… 利用料と共に引き落としとなります。

5 サービス計画

(1) 施設サービス計画の立案 (契約書第5条参照)

施設サービスを提供するにあたり、必要となるサービス計画を立案・作成いたします。

(2) 栄養ケア計画の立案 (契約書第6条参照)

入所者の方一人ひとりについて栄養面からのケア計画を立案・作成し、管理栄養士による栄養管理を行います。

6 利用料金の支払方法 (契約書第9条参照)

毎月中旬頃までに前月分の請求をいたしますので、請求書を受領した月の末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたしますので大切に保管してください。高額医療費や高額介護サービス費の還付を申請する際などに使用することがあります。

\*お支払いの方法は、現金支払、銀行振込、口座自動引落としの3通りの中からご契約の際にお選びいただけます。口座自動引落としの場合は、27日付の引落としとなります。

振込み先  
千葉銀行 うすい支店  
普通預金 3470170  
口座名義 特別養護老人ホーム印旛晴山苑  
理事長 平山 登志夫

7 契約の終了 (契約書第11条参照)

他傷・自傷行為を繰り返す等事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない時

8 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

[当苑をご利用する方々が、可能な限りご自宅での生活復帰ができるよう、ご利用者が有する能力に応じた生活介護と社会生活に必要な援助を行います。]  
を行動指針にし、ご利用者の人権を尊重し、ご利用者の立場に立ったサービスが提供できるよう研鑽に努めます。

(2) ユニットケア

今までの生活に合わせた介護の提供と、ご利用者それぞれの個性、意思を尊重するためユニットケアを行います。少人数の家庭的な雰囲気の中、ご利用者と職員が、共により密接な信頼関係を築くよう支援します。また、個々の状況に相応した居室の移動を考えます。

(3) 当苑をご利用するにあたっての留意事項

- ・面会時間 …… 午前10時～午後5時（マスク着用）
- ・外出・外泊 …… 原則として自由、ただし、事前にお申し出ください。  
（感染症発生時は除く）
- ・金銭・貴重品の管理 …… 自己責任を原則とします。  
多額な現金及び貴重品の持ち込みは、禁止します。
- ・宗教活動 …… 布教活動は禁止します。
- ・緊急連絡先等の変更 …… 速やかに届け出をお願いします。

9 非常災害対策

- ・災害時の対応 …… 当苑の災害対策規定に基づいた対応をします。
- ・防災設備 …… スプリンクラー設備、非常通報設備（消防署直通）
- ・防災訓練 …… 年3回実施しています。
- ・防火責任者 …… 柴田 勇介

10 第三者評価の有無

評価済み 評価機関 株式会社ケアシステムズ  
評価確定日 令和2年1月22日  
評価結果 当苑ホームページよりご覧いただけます。

11 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

① 当苑のご利用者相談・苦情窓口（平日 9時～17時）

苦情受付担当者 事務次長 柴田 勇介 電話 0476-99-2522

② その他

当苑以外に、町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- (イ) 印西市高齢者福祉課 電話 0476-42-5111 (代表)
- (ロ) 栄町健康介護課 電話 0476-95-1111 (代表)
- (ハ) 酒々井町健康福祉課 電話 043-496-1171 (代表)
- (ニ) 佐倉市高齢者福祉課 電話 043-483-1151 (代表)
- (ホ) 八千代市長寿支援課 電話 047-483-1151 (代表)
- (ヘ) 白井市高齢者福祉課 電話 047-492-1111 (代表)
- (ト) 千葉県国民健康保険団体連合会 電話 043-254-7428 (担当窓口)

1 2 当苑の概要

- ・名称・法人名 …… 社会福祉法人 晴山会 (厚生大臣設立認可) 昭和51年6月9日
- ・代表者氏名 …… 理事長 平山 登志夫
- ・法人の住所 …… 千葉県千葉市花見川区花島町149-1
- ・法人が行う事業 ……
  - (1) 特別養護老人ホーム晴山苑の設置経営
  - (2) 身体障害者療護施設晴山苑の設置経営
  - (3) 軽費老人ホーム(ケアハウス)晴山苑の設置経営
  - (4) 身体障害者通所授産施設桜が丘晴山苑の設置経営
  - (5) 特別養護老人ホーム土浦晴山苑の設置経営
  - (6) 特別養護老人ホーム印旛晴山苑の設置運営
  - (7) 特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑の設置運営
  - (8) 老人保健施設晴山苑の設置経営
  - (9) 短期入所生活介護
  - (10) 介護予防短期入所生活介護
  - (11) 通所介護
  - (12) 日常生活支援総合事業(介護予防通所介護相当サービス)
  - (13) 訪問介護
  - (14) 日常生活支援(介護予防訪問介護相当サービス)
  - (15) 訪問入浴介護
  - (16) 介護予防訪問入浴介護
  - (17) 居宅介護支援
  - (18) 地域包括支援センターの設置経営
  - (19) 介護予防支援
  - (20) 通所リハビリテーション
  - (21) 介護予防通所リハビリテーション
  - (22) 短期入所療養介護
  - (23) 介護予防短期入所療養介護
  - (24) 身体障害者短期入所
  - (25) 身体障害者通所介護
  - (26) 児童短期入所
- ・介護保険対応施設・拠点等
  - ☆ 特別養護老人ホーム 4ヶ所
  - 短期入所生活介護 4ヶ所
  - 通所介護 4ヶ所
  - 訪問介護 2ヶ所
  - 居宅介護支援 4ヶ所
  - 訪問入浴介護 1ヶ所
  - 介護予防短期入所生活介護 4ヶ所
  - 日常生活支援総合事業(介護予防通所介護相当サービス) 4ヶ所
  - 日常生活支援総合事業(介護予防訪問介護相当サービス) 1ヶ所
  - 介護予防訪問入浴介護 1ヶ所
  - ☆ 老人保健施設 1ヶ所
  - 短期入所療養介護 1ヶ所
  - 通所リハビリテーション 1ヶ所
  - 介護予防短期入所療養介護 1ヶ所
  - 介護予防通所リハビリテーション 1ヶ所
  - 居宅介護支援 1ヶ所

1.3 連絡義務（契約書第15条）

体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

	第一連絡先	第二連絡先
氏名		
住所		
電話		
続柄		

令和 年 月 日

介護老人福祉施設の施設サービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県印西市大廻187  
 名称 特別養護老人ホーム 印旛晴山苑  
 施設長 馬場 正実 印

説明者 / 印

/ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設の施設サービスについての重要な事項の説明を受け、了承しました。

利用者 住所  
 氏名 印

代理人 住所  
 氏名 (続柄) 印

令和6年8月1日施行